

## 教職員の懲戒処分の指針（概要）

### 【趣 旨】

- 各事例に対する懲戒処分の種類を策定して県民に公表することにより、処分の透明性及び公平性を確保する。
- 非違行為に対する責任を明確化して教職員に周知することにより、服務規律の維持と不祥事の未然防止の徹底を図る。

### 【概 要】

#### [ 1 基本事項 ]

- 本指針は、代表的な事例の標準的な懲戒処分の種類を定めたもの。
- 事案の内容によっては、加重又は軽減により、標準例に掲げる処分の種類以外（懲戒処分に至らない訓告等を含む。）とすることもある。  
（加重要素）
  - ・ 動機、態様が極めて悪質であるとき又は結果が極めて重大であるとき
  - ・ 職責が特に高いとき
  - ・ 過去に類似の非違行為により、処分を受けたことがあるとき
  - ・ 処分の対象となる複数の非違行為を行っていたとき（軽減要素）
  - ・ 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
  - ・ 非違行為に至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあるとき
- 指針に定めのない事例については、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

#### [ 2 標準例 ]

- 代表的な事例と標準的な処分の種類（免職・停職・減給・戒告）を記載
  - ①一般服務関係（欠勤、勤務態度不良、業務処理不適正 等）
  - ②公金公物取扱い関係（横領、窃取、紛失、盗難、失火 等）
  - ③児童生徒に対する非違行為関係（児童生徒性暴力等、体罰等）
  - ④公務外非行関係（放火、殺人、傷害、器物損壊、わいせつな行為 等）
  - ⑤飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係（あて逃げ、無免許運転 等）
  - ⑥監督責任関係（指導監督不適正、非行の隠蔽・黙認）